

漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金交付要綱

第1 趣旨

知事は、漁業用燃油及び養殖用配合飼料等（以下「漁業用燃油等」という。）の価格高騰により経営が逼迫している漁業者等を緊急的に支援し、その経営安定を図るため、漁業者等に対し、予算の範囲内において漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援金（以下「漁業用燃油等支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「漁業等」とは、漁業又は養殖業をいう。
- (2) この要綱において「漁業者等」とは、漁業等に従事する者をいう。
- (3) この要綱において「漁業用燃油」とは、A重油、軽油、ガソリンその他の燃油のうち、漁業等の用に供するものをいう。
- (4) この要綱において「養殖用配合飼料等」とは、魚粉又は魚油を原料とする配合飼料のうち、養殖業の用に供するもの（漁業者等が配合飼料を自ら作成し使用する場合においては、当該配合飼料の原料とする魚粉）をいう。

第3 漁業用燃油等支援金の交付対象者

漁業用燃油等支援金の交付の対象となる漁業者等は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 静岡県内に住所を有する個人又は本店を有する法人であること。ただし、養殖業を営む者にあっては静岡県内に養殖場を有すること。
- (2) この要綱が施行された日（以下「要綱施行日」という。）以前から、自ら漁業等を経営し、かつ、今後も漁業等を継続する意思が認められること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 現に漁業経営セーフティーネット加入者（漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付21水漁第3036号農林水産水産事務次官依命通知。以下「セーフティーネット要綱」という。）の「第4（1）漁業用燃油価格安定対策事業」又は「第4（2）養殖用配合飼料価格安定対策事業」に定める加入者をいう。以下同じ。）であること。
 - イ 令和8年度に漁業経営セーフティーネット加入者となること。
- (4) 国、静岡県又は他の地方公共団体が価格高騰対策のために実施する、給付金、支援金その他の金銭的支援（以下「給付金等」という。）の交付に係る事業（セーフティーネット要綱に基づいて実施される事業を除く。）において、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に出捐する漁業用燃油等に係る費用に関する給付金等を申請又は受給しないこと。

第4 漁業用燃油等支援金の交付額

- (1) 漁業用燃油等支援金の交付額は、別表 1 に定める支援単価に、以下に定める数量を乗じた金額以内（1 円未満切捨て）とする。
- ア 令和 6 年 4 月 1 日以前から自ら漁業等を経営している者にあっては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に購入した漁業用燃油等の数量（養殖用配合飼料等においては、静岡県内に所在する養殖場で使用したものに限る。以下同じ。）とする。
- イ 令和 6 年 4 月 2 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に自ら漁業等の経営をするに至った者にあっては、漁業等の経営を開始した日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間（以下「令和 6 年度就業者実績期間」という。）における漁業用燃油等の購入数量（以下「令和 6 年度実績数量」という。）と、令和 6 年 4 月 1 日から当該漁業等の経営を開始した日の前日までの期間（以下「令和 6 年度就業者非実績期間」という。）において漁業用燃油等を購入したと仮定した際の推計数量（以下「令和 6 年度就業者仮定数量」という。）とを合計した数量とする。なお、令和 6 年度就業者仮定数量は、別表 2 に定める事項の類似性が高いと知事がそれぞれ認める者（以下「推計参考者」という。）の当該令和 6 年度就業者実績期間に対する令和 6 年度就業者非実績期間の漁業用燃油等の購入数量の割合に、令和 6 年度実績数量を乗じて算出するものとする。
- ウ 令和 7 年 4 月 1 日から要綱施行日までの期間に自ら漁業等の経営をするに至った者にあっては、漁業等の経営を開始した日から令和 7 年 12 月 31 日までの期間（以下「令和 7 年度就業者実績期間」という。）における漁業用燃油等の購入数量（以下「令和 7 年度就業者実績数量」という。）と、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間（以下「令和 7 年度第 4 四半期」という。）において漁業用燃油等を購入したと仮定した際の推計数量（以下「令和 7 年度就業者仮定数量」という。）とを合計した数量とする。なお、令和 7 年度就業者仮定数量は、推計参考者の当該令和 7 年度就業者実績期間に対する令和 7 年度第 4 四半期の漁業用燃油等の購入数量の割合に、令和 7 年度就業者実績数量を乗じて算出するものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、要綱施行日以前から漁業等を休業しており、又は要綱施行日以前に漁業等を廃業し、若しくは破産手続開始決定を受けた者には、漁業用燃油等支援金を交付しない。ただし、漁業用燃油等支援金の申請日までに漁業等を再開しており、申請日後も漁業等を継続する意思が認められる者には、漁業等を再開した日が属する月の翌月から、漁業用燃油等支援金を交付するものとする。

第 5 交付の申請

- (1) 提出書類 各 1 部
- ア 交付申請書（様式第 1 号）
- イ 誓約書（様式第 2 号）
- ウ 以下の(ア)又は(イ)のいずれかの資料（写しを含む。）
- (ア) 漁業協同組合の組合員であることを証明する書類又は漁船登録証その他の漁業を営んでいることが確認できる資料
- (イ) 業種別漁業協同組合の組合員であることを証明する書類又は令和 6 年度中の養殖用配合飼料等の代金の領収書その他の養殖業を営んでいることが確認できる資料

- エ 漁業用燃油及び養殖用配合飼料等の購入数量が分かる書類（納品書等）
 - オ 法人の場合にあっては、法人登記に係る履歴事項全部証明書
 - カ 養殖業を営む者の場合にあっては、養殖場の所在地が確認できる資料
 - キ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
知事が別に定める日まで

第6 申請の取下げ

申請の取下げは、様式第3号を提出するものとする。

第7 交付決定の手続等

- (1) 知事は、第5に規定する書類の提出があったときは、内容の審査を行い、適當と認めたときは、漁業用燃油等支援金の交付決定及び額の確定を行い、その金額を交付する。
- (2) (1)の規定による漁業用燃油等支援金の交付決定及び額の確定通知は、様式第4号により行うものとする。
- (3) (1)の規定により、不適當と認められたときは、漁業用燃油等支援金の不交付決定を行い、交付しない。
- (4) (3)の規定による漁業用燃油等支援金の不交付決定通知は、様式第5号により行うものとする。

第8 漁業用燃油等支援金の返還

- (1) 知事は、第5に規定する書類の内容が事実と異なることが判明したときは、漁業用燃油等支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 知事は、(1)の規定により、漁業用燃油等支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消に係る部分についてすでに漁業用燃油等支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第9 加算金及び延滞金

- (1) 第8の規定により漁業用燃油等支援金の交付決定の取消を受け、漁業用燃油等支援金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る漁業用燃油等支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、漁業用燃油等支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第8の規定により漁業用燃油等支援金の交付決定を取り消された者の納付した金額が返還を命ぜられた漁業用燃油等支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた漁業用燃油等支援金の額に充てられたものとする。
- (3) 第8の規定により漁業用燃油等支援金の交付決定を取り消された者は、漁業用燃油等支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- (4) (3)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた漁業用燃油等支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (5) 知事は、(1)又は(3)の規定による加算金又は延滞金の納付について、やむを得ない事情があると認めるときは、第8の規定により漁業用燃油等支援金の交付決定を取り消された者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第10 帳簿及び証拠書類の保存

- (1) 申請者は、第5に定める書類については、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければならない。
- (2) 申請者は、(1)の帳簿及び証拠書類を、交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

第11 検査及び報告

知事は、本事業の適正な実施のため、必要な検査を行い、報告を求め、又は必要な指示をすることができ、申請者は、これに応じなければならない。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月8日から施行する。

別表1

項目	支援単価
漁業用燃油	1リットル当たり 2.781 円
養殖用配合飼料等	1キログラム当たり 22.579 円

別表2

項目	事項
漁業用燃油	同種の漁業種類を行っており、操業の根拠地等の類似性が高いこと
養殖用配合飼料等	同じ魚種を養殖しており、出荷する際のサイズ等の類似性が高いこと